

7. 計画実現化の方策

7.1 都市計画マスタープラン実現化方策の考え方

本計画は、総合的なまちづくりの指針であり、都市整備に係わる道路、公園・緑地、景観、防災等の個別部門の上位計画として位置づけられます。また、福祉、教育、文化等、様々な分野との連携も必要です。

そのことから、幅広い部門との連携を図りながら、個別部門計画の充実を図っていく必要があります。

ただし、本計画が改定された際に既に策定されている個別計画については、その推進を図るとともに、計画期間終了時や改定の必要が生じた際には、本計画に即した計画の改定を行います。

さらに、近年の住民自らが積極的にまちづくりに参加する気運の高まりを受け、住民のまちづくりに関する認識を深めるとともに、役割分担を明確にすることで、計画の推進を図ります。

7.2 実現化の方途

計画に即したまちづくりを進めるにあたり、それぞれの部門の整備をバランス良く進めることが必要です。そのためには限られた財源、人的資源の有効活用や住民参画への取り組みなど、効率の良い施策の実施が求められます。

そこで、都市の将来像を実現するために、各部門の基本方針を踏まえて、部門ごとの特に重点的に取り組む必要がある事項を実現化の方途として示します。

①土地利用・市街地の実現化の方途

- 伊那市立地適正化計画に位置づけた都市機能及び居住を集約するための施策の実施
- 適正な土地利用を誘導するための用途地域の見直し
- 国道 153 号伊那バイパス、国道 153 号伊駒アルプスロード沿道における適正な土地利用の誘導
- 空き家等の対策の推進
- 伊那市駅、伊那北駅周辺の土地の高度利用と活性化
- 市街地再開発事業や優良建築物等整備事業などによる既存市街地の面整備

②交通体系の実現化の方途

- 円滑な広域交通を確保するための国道 153 号伊那バイパス、国道 153 号伊駒アルプスロードの整備促進
- 円滑な都市交通を確保するための伊那市幹線道路網整備計画に基づく道路整備の促進
- 生活道路整備の検討、維持・管理の促進
- 快適な歩行者空間を確保するため、既存歩道の改修及び歩道未設置区間の解消
- 必要に応じた誰もが使いやすい公共交通網の見直し
- A I 技術等の新産業技術を活用した新交通システムの構築

③水と緑の実現化の方途

- 森林の多面的機能を活かした森林地帯の保全
- 農業・林業振興と連動した観光的農業の育成と活用
- 限られた財源を有効に活用するための公園施設の計画的な維持・管理の実施
- 段丘緑地の保全
- 市民との協働による地域緑化や美化への取り組み

④景観形成の実現化の方途

- 景観計画に基づく景観づくりの推進
- 長野県が指定した眺望点からの景観、南アルプスへの眺望、河岸段丘や水辺景観の保全・維持
- 伊那部宿などの歴史的な建造物群、高遠町中心地域周辺等の景観の保全と観光への活用
- 観光客等のイメージ向上も含めた主要道路沿いにおける沿道景観の形成

⑤都市施設の実現化の方途

- 伊那市上下水道事業経営健全化計画の推進
- 上水道施設、配水管の更新、耐震化等
- 下水道施設の統廃合、機能強化、耐水化等
- 下水道への接続率の向上への取り組み
- その他の都市施設の計画的な維持・管理

⑥都市防災の実現化の方途

- 伊那市国土強靱化地域計画に示された、都市計画関連事業の推進
- 伊那市立地適正化計画に示された防災指針の推進
- 住民の生命、財産を守るための災害の危険のある区域等の周知
- 民間建築物の耐震改修の推進
- 地区防災計画や住民支え合いマップづくりの支援

⑦低炭素まちづくりの実現化の方途

- 公共施設や医療・福祉施設、商業施設等の立地の集約と公共交通の活用による効率の良い移動の実現
- 伊那市二酸化炭素排出抑制計画、2050年カーボンニュートラル宣言の推進
- 低炭素社会実現のために、市有施設への再生可能エネルギーの導入の検討

⑧その他の実現化の方途

- 庁内関係各課との連携による円滑な計画の推進
- 民間の公共交通事業者等との連携による計画の推進
- 計画内容と協働のあり方の住民への周知

7.3 住民参画によるまちづくり

①住民参画の考え方

近年は、住民意識の高まりから、行政の様々な場面で住民の参画を促す取り組みがされています。都市計画を含むまちづくりも、地域の住民や様々な立場の個人、企業等が主体となって進めていく必要があります。

このまちづくりに住民が参画し行政とともに取り組むためには、まちづくりの基本理念や将来都市像、基本目標などを共有・理解し、密接に連携することが重要です。

このため、本計画に示された「将来都市構造」の実現や「分野別の基本方針」「地域別構想」を推進するために、下図の体系に基づき住民参画によるまちづくりを進めます。

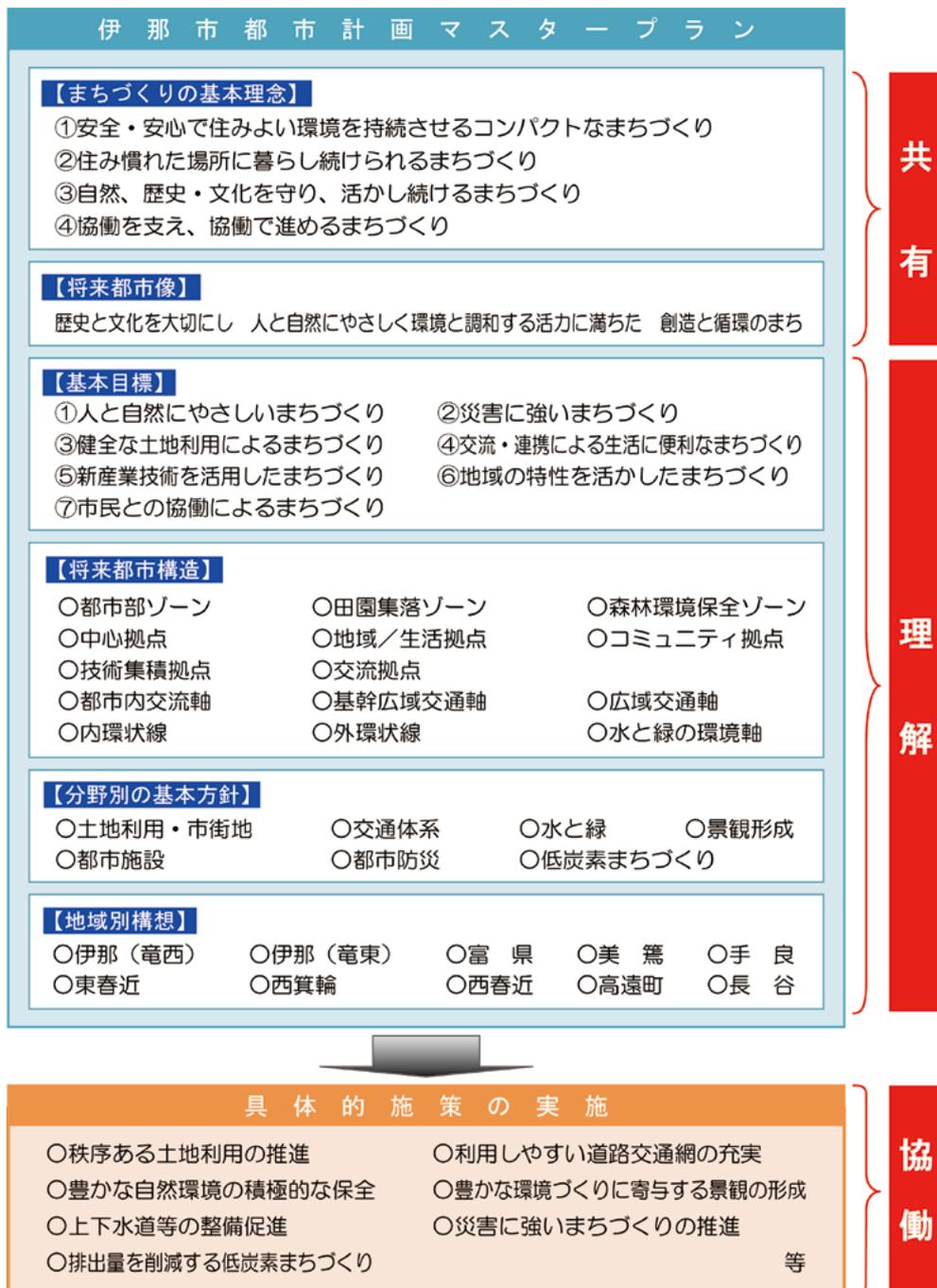


図 住民参画の体系

②住民参画における各主体の役割

これからのまちづくりには、住民の参画が必要不可欠です。そこで、住民、企業、各種団体、行政等の各主体の定義と役割を以下に示します。

また、各主体が連携してまちづくりを進めるための体制づくりを行います。

表 各主体の定義と役割

主体	定義	役割
住民	市民をはじめ、本市に通勤・通学する人、観光等で訪れる人など、本市に関わりのある個人や団体等	<ul style="list-style-type: none"> ○個人、団体等の一員として、「自分たちのまちを自らがつくる」「次世代に快適な伊那市を残す」ということを意識して、それぞれが可能な範囲でまちづくりに参加する。 ○自らの日常生活において、本計画に示されているまちづくりを意識し、行動する。
企業	本市内に拠点を置く企業や市内で活動する企業、まちづくりに関心のある企業等	<ul style="list-style-type: none"> ○企業活動を通じて、まちづくりに参加する。 ○企業の持つ専門的な知識や技術を、積極的にまちづくりにも活用する。 ○企業の従業員等が取り組むまちづくり活動をサポートする。
各種団体	まちづくりに関連する分野で広く活動するNPO法人や大学・高校等	<ul style="list-style-type: none"> ○団体が持つ専門知識、技術、ノウハウ等をまちづくりに活かす。 ○各種団体が行う活動において、本計画に示されているまちづくりを意識し、行動する。
行政等	伊那市・長野県・国等	<ul style="list-style-type: none"> ○都市基盤や施設の整備に際して、住民意向を可能な限り反映する。 ○各種整備計画等の策定時には、住民が参画することのできる項目を明確にする。 ○住民が自発的に取り組むまちづくりについて、庁内横断的な取り組みによる可能な範囲での支援を行う。 ○複数のまちづくり活動について、相互の時期・場所・内容等が重複しないよう、また、活動の連携について調整を行う。 ○まちづくり活動に関する情報を発信する。 ○住民等の要請により、専門家や専門職員等の派遣、助言・相談体制を構築する。

7.4 まちづくりの進捗管理

本計画は、令和4年度（2022年度）を初年度とし、令和23年度（2041年度）を目標年度としています。

計画期間が長期にわたることから、進捗管理が重要となります。また、進捗管理の結果、必要に応じた計画の見直しも必要です。

本市では、平成16年度（2004年度）から行政評価として内部評価を、併せて平成21年度（2009年度）からは外部評価を実施しています。内部評価は、当該事業を管轄する部課長が、外部評価は市民で構成される行政改革審議会がそれぞれ任を担い、事業の進捗管理を行っています。

さらに、5年に1回、都市計画法第6条に定められている都市計画基礎調査を実施し、都市計画に関する様々なデータを整理しています。

そこで、本計画の各項目に関し、この行政評価や都市計画基礎調査結果を活用した評価を行います。また、評価結果を用いて、必要に応じた計画の改善、見直しを行います。

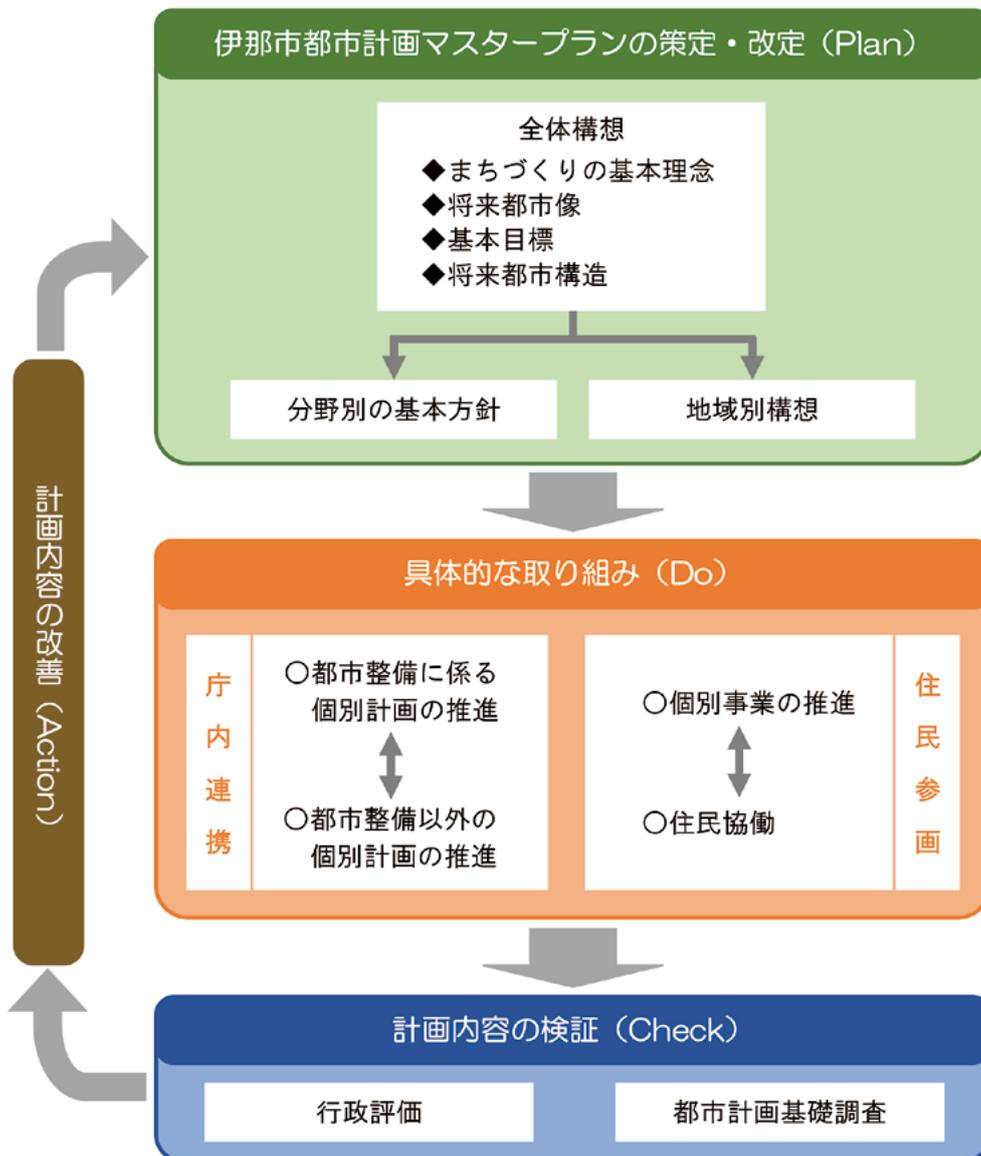


図 まちづくりの進捗管理